

維持管理・運營業務委託契約書(案) 変更対照表

No.	書類名	頁	条	項	号	項目名	変更前	変更後
1	維持管理・運營業務委託契約書(案)	13	31	3		損害賠償	3 第30条に定める場合を除くほか、受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。	3 第28条に定める場合を除くほか、受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。
2	維持管理・運營業務委託契約書(案)	15	35	1		契約が解除された場合等の違約金	第35条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、各会計年度における支払予定額のうち最も高い額（以下「最高支払予定額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。	第35条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料として予定されていた総額を20で除した額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。